

まちづくり交付金とは

まちづくり交付金は、市町村がそれぞれの地域の持つ歴史文化や自然環境などの特性を生かして、個性あるまちづくりを行うことを目的に平成16年度に創設されました。

この制度は道路・公園といったハード面の整備だけでなく、市町村の提案に基づく社会実験などのソフト事業も支援対象とするものです。

制度の内容

市町村は道路整備や観光推進などの地域の課題をひとつのパッケージとして、まちづくりの目標とそのために行う事業をまとめた「都市再生整備計画」を作成します。

この「都市再生整備計画」に基づき行われる事業に対し、国から市町村に対し、交付金が交付されます。